

議案第 9 号

清水町まちづくり基本条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 12 日提出

清水町長 阿 部 一 男

清水町まちづくり基本条例の一部を改正する条例

清水町まちづくり基本条例（平成 17 年清水町条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「満 20 歳未満の町民」を「満 18 歳未満の町民」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。